

家庭用品の品質表示に関する調査の概要

1. 調査の目的

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的として昭和 37 年に制定され、これまで数次の見直しを経て今日に至っているが、昨今の製品の多様化・高度化・複雑化や、経済の国際化の一層の進展、さらには消費者の品質表示に対する意識の向上等の諸環境の変化が生じている。

このような状況を踏まえ、家表法の趣旨に立ち返り、今後の家庭用品に係る表示の適正化及び消費者利益の保護に資することを目的として本調査を実施することとした。

2. 調査の内容

（１）家表法における指定品目及び表示事項、遵守事項に関する調査

内容	消費者及び事業者、事業者団体等の現行制度に対する評価、改正要望をヒアリング及びアンケート調査を通じて把握する
対象	■ ヒアリング調査（26 社／団体） ヒアリング先：9 事業者、14 事業者団体、2 消費者団体、国民生活センター ■ アンケート調査： 団体アンケート：製造事業者団体及び消費者団体 53 団体 事業者アンケート：製造事業者 126 社 消費者アンケート：事前調査：28,057 名、最終回収：2,400 名

（２）海外制度に関する調査

内容	海外の家庭用品の品質表示に係る法制度について、目的や内容等の実態を文献及び現地調査により把握する
対象	現地調査訪問先 米国： 連邦取引委員会消費者保護局 EU： 欧州委員会企業・産業総局 中国： 商務部、国家質量監督検閲検疫総局

（３）品質保証・機能性等に関する任意表示に関する調査

内容	品質保証、機能性等に関する任意表示について、事業者及び事業者団体に対し、制度の制定及び表示状況を確認し実態を把握する
対象	上記（１）におけるヒアリング調査／アンケート調査に参加の事業者及び事業者団体

3. 調査の結果

（１）家表法における指定品目及び表示事項、遵守事項に関する調査

①現行制度に対する評価について

i. 指定品目に関する評価について

現在の指定品目に対する評価としては、事業者団体の 75%及び事業者の 74%が「特に問題

はない」としている。

検査機関や販売事業者からは、例えば、「なべ」と「フライパン」のように、現行の指定品目（なべ）と指定外の品目（フライパン）を横並びでみた場合に、類似商品であっても品質表示の有無が分かれるといった商品については、平仄をとる意味からの指定品目の追加又は削除といった指摘がみられる。この点については、消費者団体からも同様の指摘があった。

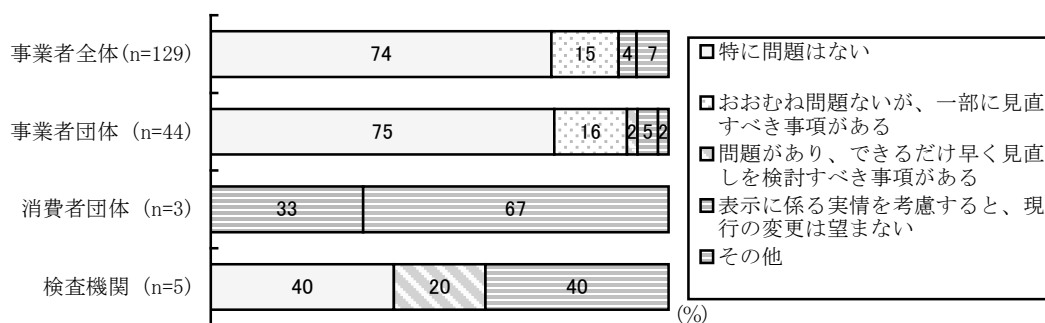


図 3 家表法の指定品目に対する評価

ii. 表示事項に関する評価について

現在の表示事項に対する評価としては、事業者及び事業者団体の約 7 割が「特に問題はない」としている。具体的な指摘としては、複数の品目において「原産国表示」を追加するというものであった。

検査機関は原産国表示の他に合成樹脂加工品における「食器洗い機の使用可否」の追加といった機能表示に関する指摘がみられる。消費者団体からは合成洗剤等（雑貨工業品）について全成分表示の追加やテレビジョン受信機等の電気機械器具の「区分」の削除というように、使用者として関心のある事項を表示し、わかり難い表示は不要とする傾向が見られる。

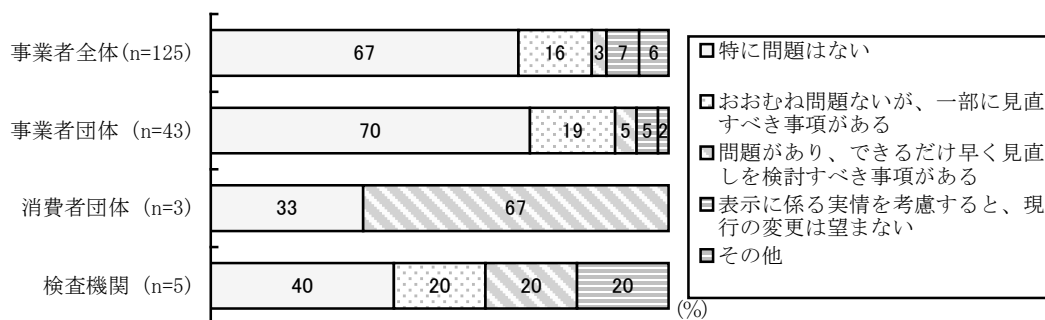


図 4 家表法の表示事項に対する評価

iii. 遵守事項に関する評価について

現在の遵守事項に対する評価としては、事業者の 78%、事業者団体の 70%が「特に問題はない」としている。検査機関及び消費者団体の「特に問題はない」とする比率は低いものの具体的な指摘事項はみられない。

事業者、事業者団体からの見直しの指摘としては、繊維製品における「混用率 5 %以下の

場合の特例範囲の拡大」、「刺しゅうに係る列記表示の拡大」、新しい素材への対応を含む「指定用語の拡大」等、合成樹脂加工品における「指定用語の拡大」、雑貨工業品における「寸法における表示単位記号の柔軟化」といったものが挙げた。

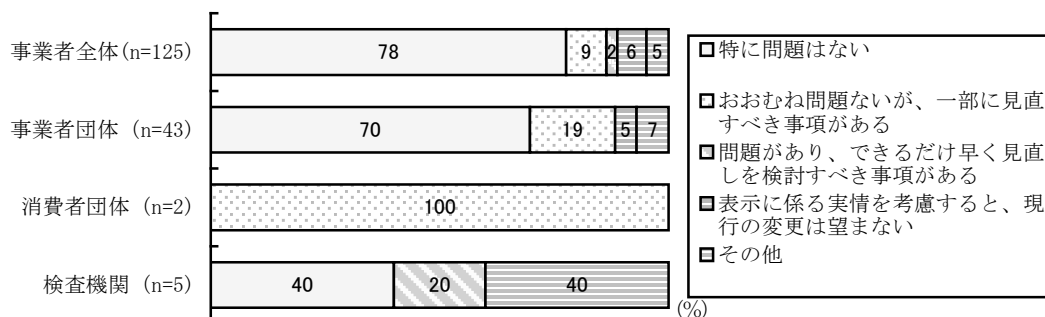


図 5 家表法の遵守事項に対する評価

iv. 家表法全般に対する評価について(事業者及び事業者団体)

現行制度全般に対する評価としては、「できるだけ早く見直しをした方が良い」とするのは事業者及び事業者団体ともに 1 割未満であり、残りが「特に問題なし」と「おおむね問題ない」に分かれた (図 6)。

また、見直しの方向としては、「大幅に見直すよりも、現行の内容を基本に実情に合わせて修正した方が良い」という意見に肯定的な意見が事業者の 78%、製造事業者団体の 88%と大勢を占めることから、根本的な見直しの要望は少ない (図 7)。

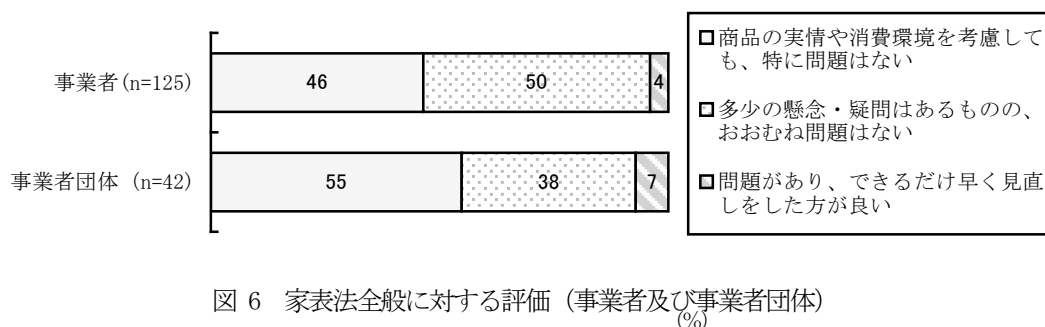


図 6 家表法全般に対する評価 (事業者及び事業者団体)

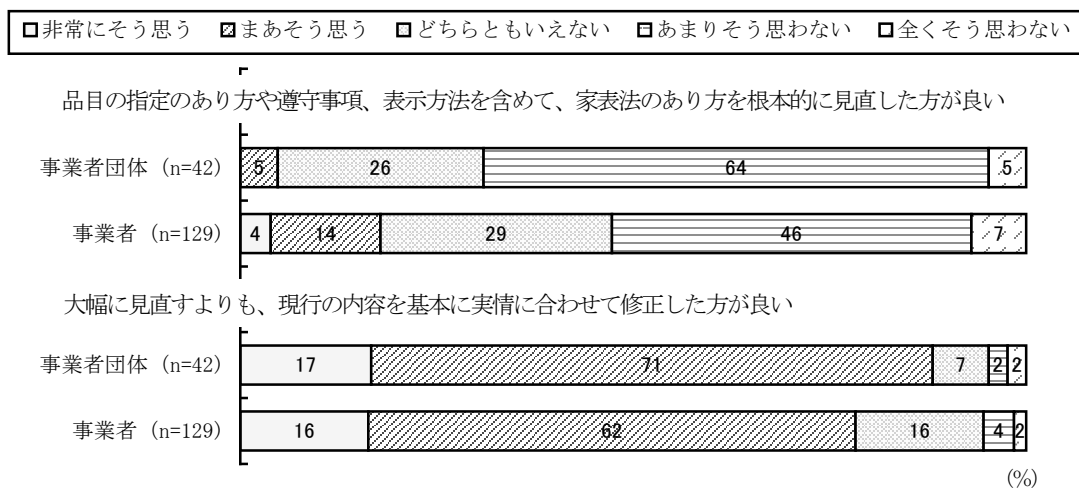


図 7 家表法に対する見直しの方向性（事業者及び事業者団体）

③消費者の品質表示に対する意識について

i. 商品購入にあたっての品質表示に対する意識

消費者が家表法の指定品目を購入する際に最も重視している情報としては、「価格」が31%で最も高く、「製品の機能」(25%)、デザイン(24%)が続き、「品質情報」は4%に留まった(図8)。

また、「表示のある製品については、必ず表示を見て購入している」(9%)、「一部製品を購入する際は表示を見て購入している」(22%)といったように、商品購入に当たって品質情報を意識している比率は約3割程度となっている(図9)。

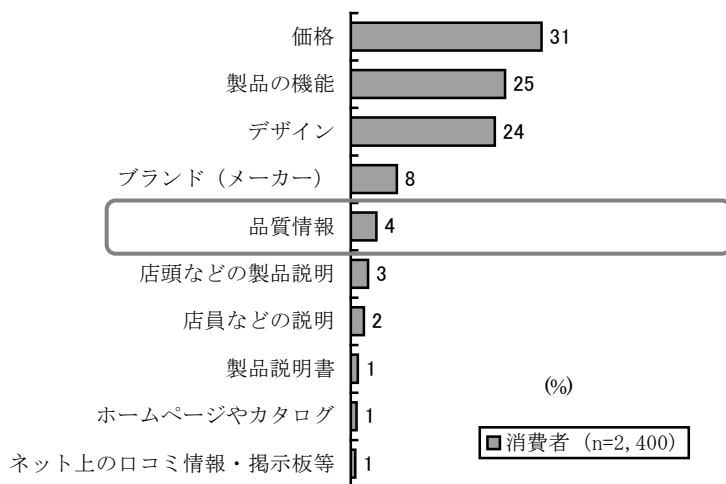


図 8 家表法の指定品目を購入する際に最も重視している情報

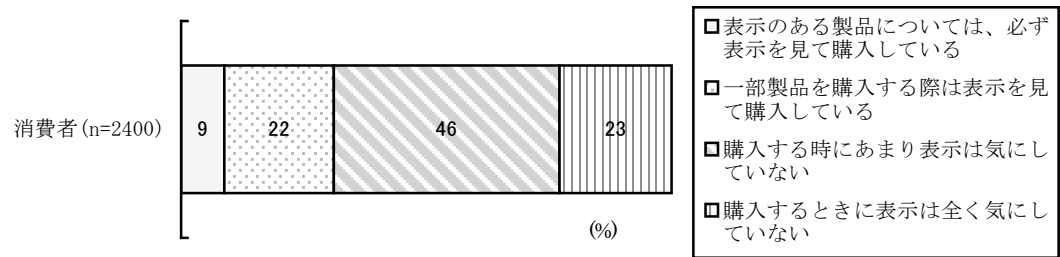


図 9 家表法の指定品目を購入する際に表示を意識する程度

(2) 海外制度に関する調査

	米国	EU	中国
管轄機関	連邦取引委員会 (FTC)	欧州委員会 (European Commission)	中国国家質量監督検査検疫総局 (AQSIQ)
制度の目的、性質 (強制表示か任意表示か)	- 消費者保護 - 消費者が適切な商品選択、正しい使用ができるように(無駄な買い物とならないように) する - 強制表示	- 消費者保護 - EU 市場での製品の自由流通の促進 - 適切な情報が消費者に伝えられることを担保する - EU エコラベル以外は強制表示	- 製品の製造、販売においてその品質の監督管理を強化し、製品品質の水準を引き上げ、品質責任を明確にし、消費者の合法的権利を保護すること - 強制表示
指定品目、表示事項及び遵守事項の内容	<指定品目> - 全体又は一部(割合の規定なし)に繊維を含む製品、例外製品を規定(繊維製品) - 洗濯機、冷蔵庫、照明器具等を指定(電気機械器具) <表示事項> - 繊維の一般名称及び質量割合、洗濯表示(絵表示は ISO 規格と一部異なる)、製造業者名等(繊維製品) - エネルギーガイドラベル(電気機械器具)	<指定品目> - 重量比 80%以上の繊維を含む製品、繊維織物、繊維成分を含む家具、傘等(例外製品も規定)(繊維製品) - 食品接触材料・容器(合成樹脂加工品) - 冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、エアコン、テレビ、照明器具等を指定(電気機械器具) - 洗剤、靴(雑貨工業品) <表示事項> - 繊維の名称及び質量割合(洗濯表示は強制でない)(繊維製品) - 食品接触用途の旨又は絵表示(食品接触材料・容器) - エネルギーラベル(電気機械器具) - 成分等(洗剤)、使用材料(靴)	<指定品目> - 繊維製品及び衣料品(例外製品を規定)(繊維製品) - 冷蔵庫、エアコン、洗濯機等 21 品目を指定(電気機械器具) - 家具(雑貨工業品) <表示事項> - 組成表示(組成繊維名及び混用率)、製品名、サイズ、洗濯方法、製品標準番号、製品品質等級、製造者名称等(繊維製品) - 製品名、型番、原産国、寸法ほか、中国エネルギーラベル(電気機械器具) - 名称、用途、品種、型番・サイズ、使用環境条件、環境影響、外形寸法等(家具)
その他	- エネルギーガイドラベルは認定システム(certification) - エネルギー効率表示に関し、昨年3件の罰金事例(インターネット販売) - 靴の表示は不要。ただし模造皮革を使う場合には表示が必要 - 消費者教育の点では学校や警察と協力	- 洗濯表示は任意であるが、事業者の多くは ISO 規格に基づき表示 - 現在、対象製品の拡大(例えば、現在除外されている製品等)及び表示項目増加(原産国等)を検討中 - 英国や米国でのモニタリングは市場志向型であるが、EU 加盟国の多くは市場監視型	- 国家標準(GB)における指定品目や表示事項の制定、追加、削除は政府部門が主導 - GB の制定(修正)決定から公布までは周期が長く、4 年程度要する - インターネット販売製品の品質表示に関連する法規制がなく、今後整備していく予定

(3) 品質保証・機能性等に関する任意表示に関する調査

①任意表示の取り組み状況

品質保証・機能性等に関する任意表示について、製造事業者の 65%が取り組んでいる。特に電気機械器具では 95%が任意表示に取り組んでおり、自主的な表示の取り組みが進んでいることがうかがえる。

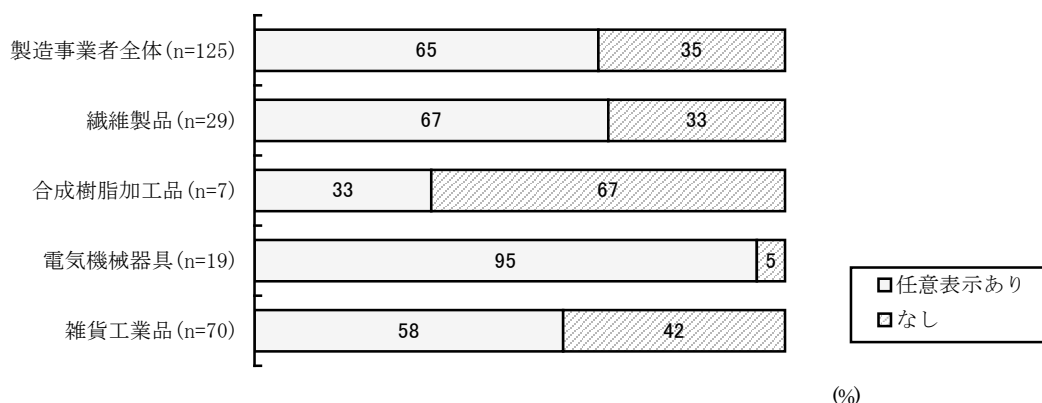


表 12 任意表示の取り組み状況

②任意表示の分類

任意表示に関しては、概ね以下の 5 タイプに類別することができる。

- i. 事業者団体等の定めた品質を満たすことを示すもの（加盟企業の製品とその他の識別）
- ii. 品質、安全性の目安と製品の保証（修理等）を行うもの
- iii. 特定の用途、機能を明示するもの
- iv. 特定素材の使用を示すもの、識別目的
- v. 環境への配慮、化学物質が基準以下であることを示すもの

これらの中で、業界団体の示す品質基準に合致することを示すためのマークとしての位置づけのものが多く、それに続くものとして、防ダニ、消臭、抗菌など繊維製品に多く見られる機能性を示すマークが挙げられた。

「環境への配慮、化学物質が基準以下であることを示すもの」は、ここ 10 年の間に相次いで制定されている傾向にある。

（４）家表法の課題と見直しの方向性

家表法は昭和 37 年に施行され、品質表示の定着という点で大きな役割を果たしてきた。そして、表示の全体的な方向としては、平成 9 年の見直しに代表されるように緩和の方向にある。

今回の調査の結果からは、事業者の品質表示に対する取り組みが進んでいること、また、消費者の品質表示に対する意識の高まりもあり、現行制度について根本的に見直すというよりは、緩和の流れを維持し、事業者の自主性に任せつつ消費者に分かりやすく、時流に合わせる形で適宜見直すといった方向が望ましいことがうかがえた。

一方で、指定品目の個々の定義が限定的であることが指定商品と対象外商品を横並びでみた際の違和感であったり、遵守事項が詳細化していることが、事業者にとっても理解しにくいとする意見が挙げられていることから、短期的にはこれらについて見直しの検討が必要と思われる。さらに、中長期的には指定品目のあり方の見直しといった検討が必要であるものと思われる。

以上